

慶長笹書大判金

— 大判金についての基礎知識 —

石井 淳一

一、はじめに

私は昨年末、古色溢れる典型的な慶長笹書大判金を拝見する機会に恵まれました。

大判金は古金銀の中でも現存数が少なく、特殊な性格の為、現物研究があまり為されず、大雑把な捉え方しかされておりません。

私は三〇年以上に亘り、大判金に対して見識の高い各分野の諸先輩方から親切にご教示いただき、大判金全般に関して自信の持てるかなり正確な認識を得ましたので、要点を簡潔に説明致します。これは新説ではなく、今迄の常識のまとめだとお考え下さい。

二、大判金の創製、製作、用途について

大型のひるも金から四四匁一分の大判金が後藤家により初めて製作されたのは織田氏の時代と言われていますが、表面は無文でした。

その後豊臣氏の時代になって、表面に墨書のある天正大判金が製作されました。この天正大

判金が古鑄↓次鑄↓後鑄と変遷を重ねていくうちに台の造り、極印の打刻、墨書など大判金としての形態が整い、江戸時代後期の天保大判金まで四四匁一分の一貫した形式の大判金が製作され続けました。

大判金は江戸時代初めから、幕府と朝廷・公家・大名との間、朝廷・公家と大名との間、大名同士の間、大名・旗本など家臣への下賜・報賞用としての御遣い物でもありました。

ただ慶長大判金の場合、主要な用途は当然贈呈用なのですが、高額取引の決済手段としての役割も当初から視野に入られていました。

概して、大判金の表面の墨書は摩耗や剥離がしやすく、表面の金色も曇り気味になっていきます。大判金の所有者は贈答の品として使用する前に大判座後藤家に持っていき、大判金の表面を色揚げし、墨書を書き替えてもらいました。

三、大判金の墨書について

① 伝存大判の墨書は

いつ、どこで行われたか

慶長大判金は慶長六（一六〇一）年より、断続的に鑄造され、元禄八（一六九五）年迄、九五年間通用しました。ここではまず、この通期間内のことについて述べます。

大判金は幕府や朝廷の様々な祝賀の際に使われたのですから、その使用頻度は激しく、墨が薄くなってほとんど消えてしまったり、台まで歪んだりヒビが入ったりすることが多く、次に使用するまでに後藤家へ持って行って直してもらう必要がありました。

墨が薄く、消えたようになっていたものは、この墨を拭き取り、墨書をしてもらう（したためかえ認替）。表面の金色が退色し、光沢を失っているものは色揚げをして、墨書をしてもらう。台が歪んだりヒビが入ったりしているものは台を修理して墨書をしてもらう（手入れ）。

この時、共通の作業として熱加工をします。

九〇%以上の慶長大判金の裏の肌目がビロードのように滑らかになっており、裏極印がトリロと不鮮明になっているのはこの為です。

大判金の墨書は後藤宗家・一門分家の当主及びその門人により認められました。

慶長大判金の場合、伝存品の墨判の書体から判断しても、宗家で認められたものよりも各分家で認められたものの方が圧倒的に多いことがわかります。

認替回数（墨書の書き替え回数）に関しては、万延大判金についてのみ、それも宗家（四郎兵衛家）の分だけが記録に残っています。年間平均三百数十枚でした。万延大判金の場合も、宗家よりも京都の各分家で書き替えられたもの数がかなり多いと考えられます。

慶長大判金の場合、儀式・儀礼用、さらに大規模取引の決済用にと、その使用頻度はとても激しかったと予想され、しかも通用期間が九五年という長期に亘ったこと等を考え合わせますと、一枚の大判金に対する書き替え回数は少なく見積もっても数回、ある専門家は数十回と仰っています。従いまして、大判金製造時の墨判が現在迄残っていることはまずあり得ない。もしあればそれは奇跡的な大判金ということになります。

② 『日本貨幣カタログ』の「大判の解説」について

現在、伝統ある『日本貨幣カタログ』に誤解

を招く記載があることは、準公的な性格の出版物である点を踏まえてもぜひ是正をお願いしたいところです。

日本貨幣商協同組合発行の『日本貨幣カタログ二〇二一』九七頁によると「大判の解説」として、元書を鋳造時の元書と後藤家書き直しの元書に二分されています。このような分類をされたのは、主に贈答目的を持つ大判金は、使用前に墨書が高頻度で新たに書き直された為、製造時の墨判がそのまま現在迄残っていることはまずあり得ないという事実をご存知無かったからと思われる。

墨書に関して分類するならば、従来通りの分類、即ち「元書」（後藤家の者によって認められた最後の墨判）、「加筆」（後藤家以外の者がなぞったもの）、「後書」（後藤家以外の者によって書き替えられたもの）以外にはありません。

見識の高かった前世代が遺した普遍的な理念を安易に変えてはならないという教訓の一つの好例だと思います。日本の鑑定機関が真贋の判断に不安を持ちながら業務を続けているスラブ会社の不評の二の舞とならないよう、後に続く世代も努力を重ねられることを切望致します。

③ 墨判の書き手の人物特定について

後藤家文書によりまずと、元禄八（一六九五）年一〇月二五日、勘定吟味役から大判鑑定法を質問された宗家一〇代当主廉乗は歴代の墨書を記録した「判鑑」はなく、極印と記録に頼って

鑑定していると答えています（『収集』二〇〇〇年四月号参照）。

これ以降も後藤家は老中や勘定所より古大判の鑑定を依頼されるも、断定を避けた応答をしてきました。墨判の主体を特定することは不可能と答えたこともありました。

その後、天保期から嘉永期になって、やっと宗家一六代当主方乗が当時市中に伝存していた古大判の墨判を写し、「大判金花押控」を製作しました。しかし、これは鋳造当時から書き継がれた判鑑ではなく、しかも後藤宗家の当主の墨判のみ集めただけで、八代即乗、一〇代廉乗、一一代通乗の墨判が不自然ですし、後藤各分家の各当主の墨判が全て欠如しています。

現在の私たちは主にこの「大判金花押控」を参考にしていくのですから、享保大判金以降はまだ良いとしても、天正・慶長・元禄などの古大判の墨書の書き手を特定することは非常に困難であると言えます。

④ 通用期間を過ぎた古大判の扱いについて

後藤家文書によりまずと、安永二（一七七三）年勘定奉行が宗家一三代当主延乗に古大判の鑑定を依頼しております（『収集』一九九九年一月号参照）。また、文化一四（一八一七）年に老中が宗家一五代当主真乗に古大判の鑑定を依頼しております。

どちらの場合も大判金改鋳事業との関連は無く、奉行自身、老中自身が古大判の所有者と考